

第7回農業委員会定例会（議事録）	
1. 日 時	令和元年7月30日（火） 午前 10時 00分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員
欠席農業委員	
出席推進委員	岡田推進員, 土居敏一推進員, 吉木推進員, 山本推進員
欠席推進委員	土居民喜推進員
4. 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事, 佐藤主事
5. 審議案件	<p>議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第28号 農地法第4条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第29号 農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請及び履行延期承認申請について</p> <p>報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和元年第7回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、2番赤坂佳折委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。1番の申請地は、下野町字大応3362番1、3362番2の2筆、地目は田、面積は合計1,281㎡です。営農計画は水稻です。経営面積は約12.8aで、下野町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居 敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、中通小学校から南東に300m付近にあります。申請の事由は、後継者へ贈与するため、父から子へ所有権を移転するものです。現地を確認したところ、水稻の作付けが行われていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。2番の申請地は、東野町字下柏野1021番1、1021番4の2筆、地目は田、面積は合計274㎡の農地です。営農計画は野菜を作付けです。経営面積は今回申請分を含め約39.6aで、東野町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田 力推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野保育所より北西へ約100m付近にあります。申請の事由は、経営拡大のため所有権を移転するものです。現地を確認したところ、営農計画にある野菜の作付けが可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に、日程第2、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 2 ページ，参考資料の 3 ページをご覧ください。申請地は，吉名町字毛木沖 5254 番 134，5254 番 138 の 2 筆，地目は畑，面積は合計 2,097 m ² です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で，第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木 徹推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 推進委員	申請地は，竹原浄化センターから西に 200m 付近にあります。申請の事由は，農地改良のため盛土をする目的で一時的転用の申請をされたものです。現地確認時，耕作はされていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3，議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番と 2 番は関連がありますので一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ，参考資料の 4 ページをご覧ください。1 番の申請地は，吉名町字上郷附 4870 番 6 の 1 筆，地目は田，面積は 331 m ² です。2 番の申請地は，吉名町字上郷附 4870 番 7 の 1 筆，地目は田，面積は 32 m ² です。いずれも用途が定められた区域にある農地であり，第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木 徹推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 推進委員	申請地は，吉名駅から南西に 200m 付近にあります。申請の事由は，1 番が自己住宅用地として，2 番が同住宅への進入路として整備し，所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時，耕作はされていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ，参考資料の 5 ページをご覧ください。3 番の申請地は，竹原町字下新開 3537 番 3（仮換地街区 38 街区 5-2）の 1 筆，地目は田，面積は 279 m ² （換地後の面積が 185.45 m ² ）の農地です。用途が定められた区域にある農地であり，土地区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。

議 長	現地確認を行った土居 敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、竹原市役所から北西に約 400m付近にあります。申請の事由は、自己住宅及び2台分の駐車場を整備し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作はされていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に、4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の6ページをご覧ください。申請地は、福田町字西新畑 1278番2の1筆、地目は畑、面積は計 250㎡です。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本 茂明推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、大乘駅から南東に約 650m付近にあります。申請の事由は、工場周辺に道路及び道路附帯構造物を整備し、所有権移転するために申請されたものです。地表はアスファルト舗装を予定していますが、道路両側には排水路を設ける計画であるため排水について近隣農地への影響は小さいと考えます。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に、日程第4、議案第28号「農地法第4条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の7～9ページをご覧ください。本議案は、平成30年10月30日付指令竹農委第4-30-8号により農地法第4条に基づく許可を受けた土地における事業計画変更承認の申請でございます。 転用目的は墓地です。当初施工計画は1つの囲い地に墓石を2基建立する予定でしたが、当初予定していた施工業者と協議不調になり、業者を変更して建立方法を再度検討したところ、2つの囲い地に墓石を1基ずつ建立する計画に変更となり、面積が減少したため事業計画変更の承認を申請するものです。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件の事業計画変更を承認いたします。 次に日程第5，議案第29号「農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請及び履行延期承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ，参考資料の10～14ページをご覧ください。本議案は，平成30年2月28日付指令竹農委第5-30-2号及び第5-30-3号並びに平成30年6月29日付指令竹農委第5-30-23号により農地法第5条に基づく許可を受けた土地における事業計画変更承認の申請でございます。 転用目的は企業の駐車場及び進入路用地です。当初施工計画は所用面積が2,482㎡の予定でしたが，公共用水路廃止後，土地取得に伴い水路の埋め立てを行い，所用面積を2,507㎡に拡大する事業計画変更の承認を申請するものです。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件の事業計画の変更を承認いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ，参考資料の15～16ページをご覧ください。本議案は，令和元年6月28日付指令竹農委第5-31-50号により農地法第5条に基づく許可を受けた土地の事業変更承認の申請でございます。 転用目的は共同住宅用地です。当初施工計画は新庄町字舟木屋1369番1及び1369番4の予定でしたが，新庄町字舟木屋1369番4の土地については転用目的対象外であり，申請が不要であったため事業計画の変更承認を申請するものです。 なお，当該土地については里道として竹原市へ所有権が移転される予定です。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件の事業計画の変更を承認いたします。 次に3番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 7 ページ，参考資料の 17～18 ページをご覧ください。本議案は，令和元年 5 月 30 日付指令竹農委第 5-31-46 号により農地法第 5 条に基づく許可を受けた土地の履行延期承認の申請でございます。</p> <p>転用目的は車庫及び菜園用地です。当初施工計画は令和元年 6 月 10 日から令和元年 6 月 30 日の予定でありましたが，施工依頼業者が災害関連工事を優先させたことにより車庫工事の着工が遅れたため，履行期間を令和元年 12 月 31 日まで延期するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件の履行期間の延期を承認いたします。次に日程第 6，報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>それでは，報告第 7 号について説明をいたします。令和元年 6 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。</p> <p>件数は 6 件，筆数は田 28 筆，畑 19 筆の計 47 筆，面積は 26, 225. 4 m²の届出がありました。詳細につきましては，参考資料の届出台帳をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議いたしました。引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	一般報告や協議事項等はありません。
議 長	以上をもちまして，第 7 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。
<p>上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。</p> <p>令和元年 7 月 3 0 日</p> <p style="text-align: right;">議 長 祐本 征武</p> <p style="text-align: right;">署名委員 赤坂 佳折</p>	